

第 52 期平成 29 年度第 5 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 29 年 8 月 22 日（火）

於：香川労働局第 1 会議室

出席者           公益側           東、柴田、高塚、松浦  
                  労働者側       楠本、瀧、土田、中村、福家良  
                  使用者側       安部、綾田、濱田、福家正

議 題           (1)   香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の  
                  申出について  
                  (2)   その他

【賃金室長】   ただ今から、第 5 回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

- ・香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書（写し）
- ・香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写し）

それと机上に平成 29 年度の全国の答申状況をお配りしておりますが、不備等はありませんでしょうか。

本日は、香川県労働組合総連合から 3 名の方が傍聴されております。

本日の出席状況ですが、佐川委員、友國委員が欠席されておりますが、13 名の出席がありますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしており、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、松浦会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

【松浦会長】   早速審議に入ります。

それでは、本日の議題であります「香川地方最低賃金審議会の意

見に関する異議の申出」について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 皆様ご承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、本年7月3日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して、改正決定についての諮問を行い、その後3回の本審及び4回の専門部会での審議を経て、本年8月4日の専門部会におきまして結審し、局長あて答申をいただいたところです。

この答申内容につきまして、最低賃金法第12条に基づく異議の申出がありましたので、同法第12条により、この申出について香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなったわけでございます。

この異議の内容につきましては、お手元の異議申出書写しのとおりでございます。

それでは、この異議申出についてご審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきたいと存じます。

【松浦会長】 それでは、この件について、香川労働局長から諮問を受けます。

(局長より異議の申出に関する諮問文を会長に手交)

(事務局より諮問文(写)を配付)

【松浦会長】 それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

【賃金指導官】 諮問文を読み上げます。

香労発基0822第3号 平成29年8月22日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦 明治 殿

香川労働局長 辻 知之

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、香川県労働組合総連合から、平成29年8月17日付けをもって最低賃金法第12条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。香川労働局長から諮問を

受けましたので、ただいまから審議いたします。

初めに、事務局は、異議申出の内容について説明してください。

【賃金室長】 異議申出の概要について説明させていただきます。

申出内容としましては、本年度答申の 24 円引き上げについて、2013 年以降、5 年連続して二桁の引上額であったが、専門部会の議論経過が明らかでない状況で示された引上額を客観的に見れば異議申出せざるを得ず、また、デフレ不況から脱却し、景気回復を引き寄せるための消費購買力向上、ワーキングプアの解消・均等待遇への接近及び地域間格差の解消も十分でなく、さらなる上ずみが必要、とのことをごさいます。

その理由として 9 点ごさいます。以下いずれも箇条書きでの読み上げ説明とさせていただきます。

1 憲法の生存権を見据えた水準に

憲法では「健康で文化的な生活」、労働基準法第 1 条では、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」と定められている。答申されるべき最低賃金の改定額は、物価動向を踏まえれば 4% を下回る引上げでは実質マイナス改定になる。

2 雇用戦略対話の合意の達成を目指す改定にすべき。

3 地域間格差の縮小が必要。

答申の引上げでは最低賃金の地域間格差がますます拡大してしまう。地域別の賃金格差による労働者・労働力の流出を防がなければならない。

4 非正規労働者の待遇改善にも最低賃金の役割が大きい。

非正規労働者は平成 29 年に 2,046 万人に増加し、非正規労働者の 7 割 5 分が年収 200 万円に届かない深刻な結果がでている。非正規労働者の増加に伴い最低賃金に対して生計費を保障するとの必要性は高い。非正規雇用労働者の賃金が最低賃金に「貼り付く」状況になっており、未組織労働者の賃金改善のため、最

低賃金の大幅な引き上げが極めて重要。

5 中小企業支援策の拡充について。

最低賃金の引き上げは企業にとってはコストアップとなるが、まともな賃金が保障されれば労働者は職場に定着し、労働の質を高め、生産性も高まる。アベノミクス効果を受けていない本県においては、最低賃金の引き上げとあわせた中小企業支援策の早急な拡充が必要。各種の助成策、融資制度の改善、借金返済の猶予・凍結、税・社会保険負担の配慮、また、最低賃金引き上げコストが適正に価格に転嫁できるよう取引の在り方を改善させることが重要。

6 以上から最低賃金は 1,000 円以上にする必要がある。一度に 1,000 円にできないなら、到達年度を確認しつつ引上額を議論すべき。

7 再審議の前提として、答申が引上額 24 円を妥当とした根拠を明らかにしてほしい。

8 使用者が社会保障費を負担しない労働者の最低賃金は、社会保障負担を上乗せした最低賃金の明示を政府や中央最低賃金審議会に意見すべき。

9 最低賃金審議会では専門部会を公開すべきである。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。ただ今、事務局から異議申出の内容について説明いただいたわけですが、申出者から意見陳述したいとの要望をいただいておりますので、本日、傍聴されておりますので、まず、このことについてお諮りしたいと思います。

ご意見はいかがですか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは意見陳述を認めますので、陳述者は前に出て所属・氏名を述べた後、10分程度で意見陳述をしていただくようお願いいたします。

【香川県労働組合総連合岩部議長】 香川県労働組合総連合の岩部と申します。よろしくお願ひいたします。

先ほど賃金室長から概要については大まかにお話をいただきましたので、要点だけ述べさせていただきます。

私共、最低賃金 1,000 円をうたっています、香川において 1,000 円に到達するには、24 円ではまだ 7、8 年かかるというような状況ですので、できるだけ大幅な最低賃金の引き上げをしていただきたいと思っております。

全国の答申状況の資料をいただいておりますが、香川は 30 番目になります。今年 D ランクから C ランクになった徳島を除くと最下位です。C ランクの中の高い北海道と比べると 44 円低い状況です。

私共は「全国一律最低賃金」を目指しており、このランク分けは大反対です。実際、ランクを分けても高い低いがあり、このランク分けについては少し疑義があるのではないかと思っております。

こういうふうに関数分けされて、今年の日安、東京が 26 円、香川が 24 円と 2 円の差があり、毎年どんどん格差が広がっています。こういう制度について香川の労働者にとっていかなるものか、香川の中小企業にとっていかなるものかという問題点を上げていただきたいと思ひ異議申出をしております。

最低賃金に影響するのはパートの方、非正規の方であり、コンビニのパートの時給を香川県下で見ていると、大体最低賃金になっています。正規の方でも飲食業等では最低賃金に近いところでの月給であり、基本的に香川の企業ではなくて、県外資本の大手に見られます。

そういう状況の中で香川の中小企業の皆さんも良い人材を確保したいということで最低賃金に近い時給ではなく、ある程度上乗せした時給で募集をかけている企業が多くみられます。タクシー業界とかパートとかになると、最低賃金が目安になってくると思われませんが、やはりここを引き上げないと、現状のように出生率が下がり、

人口が減り、経済規模が下がることがないように香川から皆さんの声を上げていただきたいと思います。

基本的には最低賃金があがるとコストアップとなりますが、賃金が上がると経済波及効果があるというかたちにはなりますので、来年にはその数字もお示ししたいと思っております。

中小企業への助成ですが、日本では最低賃金に対する助成金が少なく、古いデータですがフランスでは03年から05年で2兆2,800億、アメリカでは07年から11年で8,800億、日本は11年から13年で111億7,000万と大きな開きがありますので、こういうことも含めてこの審議会から公労使とも声を上げていただきたいと思います。

そのあたりをお考えいただき、私共の異議申出の補足説明とさせていただきます。本日はありがとうございました。

【松浦会長】 ありがとうございました。それでは、異議申出につきまして審議を行います。

異議申出書写しやただ今の陳述の内容に関しまして、労使各側の委員から、まず御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【福家良一委員】 香川県労働組合総連合岩部議長のコメントも含めて異議申出が出されました。

その中で、憲法の生存権を見据えた水準、雇用戦略対話の件、地域間格差の縮小等、私たちが7月24日に提出させていただいた最低賃金改定に対する意見書に記載して述べました趣旨と同じ内容だと思っております。

特に今回の審議の中で最低賃金の意義と役割ということで、現在の最低賃金ではいくら働いてもワーキングプアを脱しないこと等を述べさせていただいたところです。

都市部、特に東京との金額差は審議の前の段階では15年間で190円の差が開いています。生計費の中でも都市部と大きな違いがある

住宅費、これなども 190 円の差があると、ほぼ埋まってしまい差がなくなってしまうということで、これまでは人口、特に若者の流出に歯止めが掛けられないことも訴えてまいりました。

また、ランク区分の中での香川の位置づけ等につきましても、昨年来訴えてきて是正を求めてきております。

そういう議論も含めて今年も公労使ともども真摯な議論をした結果、最終的に金額の一致は見出せませんでした。その議論の過程として公益側の提案の 24 円を労働者側としても賛成したわけで、結果として全会一致になったということでもあります。

そういう議論の過程も踏まえて、昨年と違って使用者側も賛成しました今回の改定額プラス 24 円、これを私たちとしても尊重したいと思っております。

昨年もこの異議審の場で申し上げましたが、審議会は労使が対立する場ではなく、最低賃金法第 1 条にあります目的にそって地域の最低賃金を議論する中で、企業そして労働者を含めた地域における地域及び国民経済が発展する状況を求めていく場ではないかと思っております。

そのためにも審議会として中小企業支援策や公正取引の内容など、今年も昨年来の議論をさせていただいた中で審議会の答申として含めていただいたわけでもあります。

最後に私たちとしましても、審議会の議論だけにとらわれず、各方面で労働者の生活の安定等に今後も積極的に関わって行きたいということをお願いして労働者側の意見とさせていただきます。

【松浦会長】 ありがとうございます。続いて使用者側お願いします。

【福家正一委員】 ただ今福家良一委員からも説明がありましたが、使用者側としてもそう変わるものではありません。

本日、異議申出書も見させていただき、先ほどもポイントの説明をしていただきましたが、納得する部分もございます。

いろいろな経済指標から明るさが見え始めている、景気は上向いてきているということではありますが、一方で、海外情勢の不透明感、それから今、人手不足が一層深刻化しており、加えて個人消費も少し伸び悩んでいるということで、中小企業にとりましては非常に不安材料が多くて厳しい状況ということでもあります。

今回の中賃目安、香川は24円ということでしたが、昨年を目安22円以上に高い額がでてきてしまったということで、経営者にとって想定外のことでございました。しかし、デフレ脱却あるいは景気の好循環を生み出すために使用者側としましても努力を続けたいと思っておりますが、企業の支払い能力ということもありまして、急激な賃上げは企業の存亡にかかわりますので、好循環への期待も込めまして、労使会議も開催し、かなり議論も行い、なんとか全会一致という結果となりました。

使用者側として決定しましたプラス24円は非常に厳しいものがありますが、国や局の中小企業支援策、助成策をお願いしたいところで答申にも盛り込んでいただき、今後、これに期待したいと思っております。

今後、使用者側としては、雇用をしっかりと守り、決まりました最低賃金については法令順守に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**【松浦会長】** ありがとうございます。他にご意見はございますか。よろしいですか。

今までの議論で、異議申立は憲法の生存権等、種々の理由を述べられております。

それらのことにつきましては、今、労働者側からもご説明がありましたように、十分に審議会において意見を表明され、使用者側にも十分に趣旨が伝わっているということでございます。

また、使用者側は中小企業の経営環境等についても十分に説明されまして、双方かなりの議論をされました。特に今回につきまして



は、労使双方が労使会議を開催し議論を尽くされたという経緯もございませぬ。

その結果プラス 24 円で結審させていただきました。そのような経緯を踏まえますと、これまでの答申を変更することは適当ではないと考えたいと思ひます。やはり「平成 29 年 8 月 4 日付け答申どおり決定することが適当である」という結論にしたいと思ひますが、いかがでございませぬか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 同意をいただきましたので、この旨、答申いたしたいと思ひます。

答申文につきましては、会長一任とさせていただきますと思ひますが、ご異議ございませぬか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、答申文を作成しますので、その間しばらく休憩します。

(答申文作成のため 5 分休憩)

【松浦会長】 それでは再開いたします。

事務局は答申文(案)を配ってください。

(事務局より答申文(案)を配付)

【松浦会長】 念のため、事務局は答申文(案)を読み上げてください。

【賃金指導官】 それでは答申文(案)を読み上げます。

(案) 平成 29 年 8 月 22 日

香川労働局長 辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦 明治

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

平成 29 年 8 月 22 日貴職から、8 月 17 日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの意義申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の

内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

平成 29 年 8 月 4 日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。ただ今の答申文（案）でよろしいですか

（各委員より「異議なし」の声あり）

【松浦会長】 それでは、答申いたします。

（会長より局長に答申文を手交）

【辻労働局長】 一言、御礼のご挨拶をさせていただきます。

本日、諮問させていただきました「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」につきましても、早速ご審議の上、只今答申をいただき、誠にありがとうございました。

香川県最低賃金につきましても、7月3日の改正決定の諮問以降、本審を4回、専門部会を4回にわたり開催して熱心にご審議をいただいで結論がとりまとめられ、本日、異議の申立についても答申をいただきましたので、その内容に沿いまして平成 29 年度の香川県最低賃金を決定させていただきます。香川労働局といたしましては、これから、改正決定の公示を行い、10月1日発効の予定でございます。

一方で、改定されました最低賃金額の周知に努めますとともに、確実な履行確保に努めて参ります。

委員の皆様には、今後とも、賃金行政に対する特段のご支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【松浦会長】 ありがとうございます。本日の答申後のスケジュー

ールについて、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続きを行い、8月31日の官報に公示されれば、10月1日発効という予定となっております。

【松浦会長】 今後、行政においては、最低賃金についての広報の推進及び履行の確保に努めていただくよう、よろしくお願いします。

また、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のためにも、有効な支援策をお願いしたいと思えます。

労使におかれましては、各々の団体を通じ、最低賃金の周知を図っていただきますようお願いいたします。

その他事務局から何かございますか。

【賃金室長】 この後、委員の皆様は、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【松浦会長】 それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言ございませんか。

なければそれではこれをもって、第5回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

――了――